

## 袖ヶ浦市臨海スポーツセンター

### 1 指定管理者が管理を行う施設の概要

#### (1) 施設の名称及び所在地

袖ヶ浦市臨海スポーツセンター

袖ヶ浦市長浦1番地57

#### (2) 設置目的

市民の健全なる心身の発達並びにスポーツの普及及び発展を図るとともに、明るく健康的な生活の形成に寄与することを目的とする。

#### (3) 指定管理者が行う業務内容

ア 袖ヶ浦市臨海スポーツセンターの利用の許可等に関する業務

イ 袖ヶ浦市臨海スポーツセンターの運営に関する業務

ウ 袖ヶ浦市臨海スポーツセンターの使用料の収納に関する業務

エ 袖ヶ浦市臨海スポーツセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務

オ 袖ヶ浦市臨海スポーツセンターの設置目的を達成するために必要な業務

カ 上記に掲げるもののほか、袖ヶ浦市臨海スポーツセンターの管理及び運営に関する事務のうち、教育委員会又は市長のみの権限に属する事務を除く業務

### 2 指定管理者に指定する団体の概要

#### <代表団体>

名 称	株式会社フクシ・エンタープライズ
所 在 地	東京都江東区大島1丁目9番8号
設立年月日	昭和58年4月27日
資 本 金	5,000万円
従 業 員 数	1,744人(うち社員208人) ※平成30年11月1日時点
主たる業務内容	1 各種スポーツ施設、健康増進施設及び温浴施設の管理及び運営 2 スポーツ施設及び健康増進施設の整備に関するコンサルティング業務 3 各種スポーツ教室、講習会、幼児・小学生体育

	<p>教室、生活習慣病予防教室等の企画及び指導</p> <p>4 各種競技会及びレクリエーション活動の企画及び指導</p> <p>5 各種スポーツ用品、用具、運動機器等の販売並びに運動機器等のリース、レンタル及び保守点検業務</p> <p>6 警備業（受付及び電話交換業務を含む。）</p> <p>7 各種イベント会場の管理、運営及び事務局業務</p> <p>8 各種文化教養施設の管理及び運営</p> <p>9 一般労働者派遣事業</p> <p>10 防災用品並びに清掃器具及び用具の販売</p> <p>11 浄化槽及び貯水槽等の清掃、保守及び点検</p> <p>12 建物設備（消防設備、エレベーター、空調設備等）の保守点検</p> <p>13 水質検査業務</p> <p>14 広告業</p> <p>15 地方自治法に基づく指定管理者としての公の施設の管理等に関する業務 ほか</p>
--	---

< 構成団体 >

名 称	株式会社ハリマビシステム
所 在 地	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号 横浜ランドマークタワー16階
設立年月日	昭和36年10月6日
資 本 金	6億5,446万円
従 業 員 数	4,395人（パート社員3,162人、出向社員20人を含む。） ※ 平成30年11月1日時点
主たる業務内容	<p>1 清掃業務</p> <p>2 設備管理業務（保守点検、工事営繕及び環境衛生管理を含む。）</p> <p>3 警備業務</p> <p>4 受付及び広報案内業務</p> <p>5 ホテル客室整備業務</p>

	6 管理員業務
	7 電話交換業務
	8 車両運行管理業務 ほか

### 3 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

#### (1) 事業計画等

市の条例や施行規則等に則ることを基本とし、本施設の利用に当たり特定の人や団体等を優遇することのない公正な対応をするとともに、誰もが利用しやすい環境整備を行い公平な利用を確保する。

これまでの実績や経験を活かし、全ての市民がスポーツに関わる機会を得られるよう「する」「観る」「支える」の視点で環境整備を行い、サービス向上及び利用促進を図る。

施設の安全性、衛生環境及び機能性を確保するため、確実かつ効率的な施設の維持管理業務を実施し、施設や設備の機能維持及び長寿命化と修繕費等の経費の抑制を図る。

多様な媒体及び方策を効果的に活用した広報活動を実施し、幅広い年齢層にスピード感のある情報を発信し、また、魅力ある自主事業等を提供して、利用者の拡大を図るとともに、施設稼働率の向上と市の歳入増加に寄与する。

本施設を介して「人と人」「人と地域」がつながりを持つよう、市や地域、関係団体、ボランティア等と連携を図る。

利用者には、様々な考えを持っている方がいることを十分に理解し、一人一人に対して丁寧に対応することを心がけ、苦情等に対して迅速かつ誠意を持った対応を実施する。

P D C A サイクルによる継続的なサービスの質の向上を目指し、利用者アンケート等を基に、自主評価（社内モニタリング）及び市のモニタリングを実施する。

有資格者の採用、職員研修、訓練の実施等により、必要な能力を備えた職員配置をし、安定的な管理運営と関係各所との円滑な連携を図る。

#### (2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)

2019年度（平成31年度） 140,178千円

2020年度（平成32年度）	141,546千円
2021年度（平成33年度）	141,422千円
2022年度（平成34年度）	141,422千円
2023年度（平成35年度）	141,546千円

#### 4 指定管理者候補の選定概要について

##### (1) 募集経過の概要

市の広報紙7月1日号及び市ホームページにより、以下の項目を示し募集を行った。

ア 募集要項の配布 平成30年7月2日から同年8月31日まで

イ 応募者説明会 平成30年7月19日

ウ 募集に関する質問・回答

(ア) 受付期間 平成30年7月20日から同月24日まで

(イ) 質問件数 1件

(ウ) 回答日 平成30年8月15日（市ホームページに掲載）

エ 応募受付

(ア) 期間 平成30年8月29日から同月31日まで

(イ) 応募団体 1団体

フクシ・ハリマ共同事業体

##### 【共同事業体の構成】

[代表団体] 株式会社フクシ・エンタープライズ

[構成団体] 株式会社ハリマビステム

##### (2) 審査方法及び選定結果

10月12日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、応募のあった団体から提出された事業計画書、予算書及び施設の運営管理等に係る提案の書類審査とともに、団体からの提案説明と質疑応答を行い、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第17号。以下「指定手続条例」という。）第5条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき、審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員9名が審査を行い、各委員における審査票の採点を集計した結果、指定管理者の候補者として適当であると認められたフクシ・ハリマ共同事業体を優先交渉権者として選定した。

その後、優先交渉権者との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を袖ヶ浦市臨海スポーツセンターの指定管理者として指定するものである。

#### 指定手続条例（抜粋）

##### （指定候補者の選定）

第5条 市長等は、第3条第1項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査し、指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定するものとする。

- (1) 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 指定施設の設置の目的に照らし、当該施設の効用を最大限に発揮させ、その管理を効率的、かつ、効果的に行うことができるものであること。
- (3) 指定施設の管理を安定的、かつ、適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。
- (4) その他市長等が必要と認める事項を満たしていること。

2～4 （略）

##### （委員構成）

副市長職務代理者総務部長、企画財政部長、指定管理者制度導入施設担当部署の部長（市民健康部長、福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、教育部長）、有識者3名（自治連絡協議会選出者、袖ヶ浦市商工会選出者、中小企業診断士）

## 採点結果

施設名：袖ヶ浦市臨海スポーツセンター【公募】

応募団体：1団体（フクシ・ハリマ共同事業体）

	フクシ・ハリマ共同事業体	
	得点数	
①委員	193点	
②委員	213点	
③委員	198点	
④委員	214点	
⑤委員	215点	
⑥委員	228点	
⑦委員	202点	
⑧委員	228点	
⑨委員	191点	
平均点	209.11点	

## 評価項目と配点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	審査項目別 平均得点数
① 指定施設の利用に 関し不当な差別的取 扱いが行われるおそ れがないこと。 (指定手続条例第5 条第1項第1号)	ア 平等な利用を図るための具体的 な手法	30	30	失格	18	24	30	20.00
	② 指定施設の設置の 目的に照らし、当該 施設の効用を最大限 に発揮させ、その管 理を効率的、かつ、 効果的に行うことが できるものであるこ と。 (指定手続条例第5 条第1項第2号)	ア 施設の設置目的及び市が示した 管理の方針	20	105	0	12	16	20
イ 利用者の増加を図るための具体 的手法	9	0	3		6	9	4.33	
ウ サービスの向上を図るための具 体的手法及び当該施設の効用を 最大限に発揮させるための手法	31	0	17		24	31	21.34	
エ 施設の維持管理の内容、適確性 及び実現の可能性	20	失格/0	12		16	20	13.44	
オ 管理に係る経費の縮減効果	25	失格/0	3		20	25	3.67	
③ 指定施設の管理を 安定的、かつ、適確 に遂行するに足りる 人的構成及び財産的 基礎を有するもので あること。 (指定手続条例第5 条第1項第3号)	ア 収支計画の内容、適確性及び実 現の可能性	20	100	失格	12	16	20	12.89
	イ 安定的な運営が可能となる人的 能力	30		0	18	24	30	21.89
	ウ 安定的な運営が可能となる財政 的基盤	40		失格/0	24	32	40	28.66
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	7.78
④ その他市長等が必要と認める事項を満 たしていること。 (指定手続条例第5 条第1項第4号)	ア 個人情報保護	10	110	失格	6	8	10	6.89
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	13.77
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6.22
	エ 地域経済の活性化	30		0	18	24	30	20.67
	オ 本・支店の所在	10		0	6	10	(10)	0.00
	カ 市内業者の育成	20		0	12	16	20	6.67
	キ その他評価項目	10		0	6	8	10	6.22
合 計		345	345	失格	191	276	345	209.11

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、縮減効果に応じて評価する。

【欠落事項】ア 全委員の平均点が、審査項目の全てを「普通」とした合計点数（191点）を下回った場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障を来す項目を「劣」とする委員が過半数を超える場合。